

## 桐生市役所庁舎等における広告媒体等ディスプレイの設置及び運用事業仕様書

本仕様書は、桐生市役所庁舎等における広告媒体等ディスプレイの設置及び運用事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

### 1 事業名

桐生市役所庁舎等における広告媒体等ディスプレイの設置及び運用事業

### 2 事業計画の策定及び協議

本事業の実施者（以下「事業者」という。）は、広告媒体等ディスプレイの仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、本事業に関する事項について桐生市（以下「当市」という。）と協議し、当該事項を記載した事業計画書を当市に提出しなければならない。

### 3 設置場所等

#### (1) 設置施設名称等

施設名称	所在地
桐生市役所	桐生市織姫町1番1号
新里支所	桐生市新里町武井693番地の1
黒保根支所	桐生市黒保根町水沼182番地の3

詳細な設置個所については、発注者と協議の上、決定するものとする。

#### (2) 開庁日及び時間帯（予定）

桐生市の休日を定める条例（平成4年条例第18号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、一部の部署（主に市民課等）においては、水曜日及び日曜日に窓口延長等を実施する。

※水曜日：午後7時まで

※日曜日：市役所＝第1・3日曜日は午前9時から午後1時まで  
新里支所＝第1日曜日は午前9時から午後1時まで

#### (3) 広告媒体等の設置場所及び設置台数

設置施設	設置個所	規格・基数・設置方法
桐生市役所新庁舎	1階窓口待合ロビー（有音）	55インチ程度・5基・天井吊り下げ
桐生市役所新庁舎	1階風除室出入口（有音）	55インチ程度・1基・壁掛け
新里支所	1階窓口待合ロビー（有音）	43インチ程度・1基・床置スタンド
黒保根支所	1階窓口待合ロビー（有音）	43インチ程度・1基・床置スタンド

詳細な設置個所については、発注者と協議の上、決定するものとする。

## 4 事業期間

### (1) 準備期間

契約締結日から令和6(2024)年12月27日まで

### (2) 設置期間

令和7(2025)年1月1日から令和12年3月31日までの63か月間とする。

## 5 事業内容

### (1) 機器等の条件

#### ア 広告媒体

新庁舎の広告媒体ディスプレイ55インチ程度5基については、天井吊り下げとし、新里・黒保根支所の広告媒体ディスプレイ43インチ程度2基については、床置きスタンドとする。

#### イ 行政情報等媒体

行政情報等媒体ディスプレイ55インチ程度1基は、壁掛けとする。

#### ウ 管理用端末 1台(設置場所は別途協議)

行政情報等媒体用のコンテンツの制作、管理、更新及びデータ配信を行うための当市用の管理用端末機器の設置(PC、周辺機器及び必要なアプリケーション等を含む)

#### エ その他

- ・広報媒体、行政情報等媒体及び管理用端末は、ネットワークによる構成とし、管理用端末機によるコンテンツの制作、管理、更新及びデータ配信は、ネットワークを通じて行えるようにすること(USB等による外部媒体でのデータ配信は不可)。  
※詳細については、協議のうえ決定
- ・ディスプレイは、設置施設の景観を損なわないデザイン、色遣いとし、鋭利な突起物等がない安全に配慮したものとすること。
- ・ディスプレイの天井吊り下げは、落下等のおそれのないように確実に固定すること。
- ・歩行者の妨げとならないように配置すること。
- ・配線等は、設置施設の景観、安全等を損なわない配線方法とすること。
- ・広告媒体及び行政情報等媒体のディスプレイは、電源の入切が自動でなされ、当市が自由に明るさの調製が可能なものとすること。  
※設置場所の詳細については、別紙「設置場所予定図」を参照

### (2) 操作研修等

ア 機器等の捜査について、当市職員が理解できるよう研修を行うこと。

イ 稼働後も十分なアフターフォローを行うこと。

### (3) 広告媒体ディスプレイの運用

広告媒体ディスプレイの運用は、次を基本とすること。

#### ア 放映時間

「3(2)ア 開庁時間帯(予定)」の時間を放映時間の基本とすること(窓口延長等を含む。)

#### イ 放映内容

企業広告等の動画広告(以下「広告」という。)、および行政情報等とし、番組構成は庁舎での市民の待ち時間を考慮し、1枠15秒間35枠程度で1サイクル9分間程度を繰り返し放映する。

【行政情報枠】(9枠×15秒)

自治体の行政サービス・四季のイベント等、社会生活に役立つ情報を放映する。

※行政情報は、全放映時間の25パーセント以上としなければならない。

【広告枠】(20枠×15秒)

市内で営業する広告主が生活情報広告として、企業PRや店舗PRを放映する。

【キャッチコンテンツ枠】(3枠×15秒)

来庁者の興味を引くために、クイズ等のコンテンツを放映する。

【予備枠】(3枠×15秒)

市内施設案内等で活用のため、行政情報枠・広告枠と別に予備枠として設ける。活用しない場合は、行政情報枠として使用する。

#### ウ 広告掲出

広告掲出は、有料広告を基本とし、広告主の募集及び広告制作は、事業者が行うこと。また、有料広告については、次の事項を遵守すること。

- (ア) 広告主及び広告内容については、桐生市広告掲載取扱要綱及び関連法令（以下「桐生市広告掲載取扱要綱等」という。）に則り当市内部において審査を行うこととし、事業者は、広告内容（変更を含む。）を掲出前に当市に提出し、承認を得ること。
- (イ) 事業者は、審査を受けるために、必要な資料を当市に提出すること。
- (ウ) 広告内容については、公共性、美観、デザイン等及び利用者への影響等を配慮すること。
- (エ) 放映された広告内容が的確でない判断された場合は、当市は、広告の修正又は削除を求めることができ、事業者はこれに従うこと。
- (オ) 広告に関する一切の責任は、事業者が全てを負うこと。
- (カ) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。
- (キ) 当市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、事業者の責任及び負担において解決するものとし、当市は、責任及び負担を負わないこと。

### 6 契約及び行政財産使用料等

- (1) 事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、当市からの行政財産使用許可を受けて使用すること。
- (2) 事業者は、行政財産である設置場所が有する広告価値を利用する対価として、行政財産使用料等及び広告掲出料を支払うこと。
- (3) 事業者は、行政財産使用料等について、桐生市行政財産使用料条例（昭和59年桐生市条例第9号）及び関連規定に基づき算定された額を納付すること。

### 7 設置及び維持管理等

- (1) 事業者は、機器等を設置するときは、設置施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所及び構造とするように配慮すること。
- (2) 事業者は、機器等の状態等、有料広告事業が適正に実施されるように努めなければならない。
- (3) 事業者は、機器等の保守点検を定期的に行うこと。
- (4) 事業者は、機器等の毀損及び汚損又は不測の事態が生じた場合等は、速やかに復旧されるよう最適な措置を採らなければならない。
- (5) 事業者は、転倒、怪我防止処理を施し、機器等の落下、破損等により、設置施設の利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- (6) 当市は、事業者に対して、第1項から第5項までの規定に基づき助言及び指導を行い、事業者は、その助言及び指導に従うこと。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、事業者が負担すること。
- (7) 機器等の設置及び撤去並びに広告の内容の変更に関する作業は、事業者の希望日時を事前に調整した上で、当市が指定する日時に行うものとする。

### 8 費用

- (1) 定期保守に係る費用、故障等に係る費用、設置等に係る費用及び運用に係る費用は、事業者の負担とする。
- (2) 当市の機構改革等のやむを得ない理由により機器等に変更が生じた場合の機器等の移設又は増設に伴う費用は、事業者の負担とする。

- (3) 事業者は、当市に支払う行政財産使用料等及び広告掲出料については、当市が指定する納入通知書により、当市が指定する期限までに納付するものとする。
- (4) 機器の設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用等は、事業者の負担とする。

## 9 撤去

- (1) 当市の合理的な理由により、機器等の移動及び撤去等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならず、これにより生じる費用は、全て事業者が負担する。
- (2) 下記に違反する場合は、速やかに撤去しなければならない。
  - ア 当市の指定する期限までに、行政財産使用料等や広告掲出料の納付がない場合
  - イ 法令、契約に違反した場合
  - ウ 広告主又は広告内容が法令、設置規定、広告掲出基準に違反した場合
  - エ 当市が、有料広告事業を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相対かつ合理的な理由があると判断した場合

## 10 著作権

- (1) 事業者は、広告制作に関し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (2) 当市が本事業に係る契約等に基づき設置されている機器等及び広告放映されている写真又は画像データを、行政目的のために当市が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者は、その掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害するおそれがある場合には、この限りではない。

## 11 権利義務の譲渡等の制限

事業者は、本事業に係る契約等から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ当市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

## 12 その他

本仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、当市と協議すること。